

必要な手続きがチェックできます。チェックシートをご活用下さい。

チェック項目がわからないなど、お手続きにご不安な方は「おくやみコーナー」にお立ち寄り下さい。

各担当窓口をご案内いたします。

「おくやみコーナー」にお越しいただく際は、このチェックシートと「おくやみハンドブック」をご持参ください。おくやみコーナー
受付印

※おくやみコーナーをご利用にならず、直接各担当窓口に行って手続きをしていただくことも可能です。

亡くなられた方			
フリガナ			生年月日
氏 名			明 大 昭 平 令 年 月 日
住 所	盛岡市		
亡くなられた日	令和 年 月 日	備考	(葬儀：令和 年 月 日・未) (配偶者： 有 ・ 無)
来庁者			
フリガナ			生年月日
氏 名			明 大 昭 平 令 年 月 日
住 所	☐ 亡くなられた方と同じ（記入不要） (盛岡市)		
亡くなられた方との関係	配偶者 子 () 兄 姉 弟 妹 その他 ()		

※「はい」に該当する手続きが必要となります。わからない場合は「はい」に【△マーク】を記入ください。

No.	亡くなった方の 情報について	はい	いいえ	手続き可能な課 ※市外局番：019	手続き内容と担当課ページ ※「おくやみハンドブック」のページ を掲載しています	必要なもの ※【 】内は紛失の場合 不要なもの
1	3人以上の世帯の 世帯主でしたか 手続き済チェック			㊦本館1階 市民登録課 ☎613-8309 ㊧1階市民係 ㊨1階住民福祉課	世帯主を変更します。残る世帯員 で15歳以上の方が1人の場合以 外は世帯主の変更をします。 ⇒ P.4	①本人確認書類 (免許証等) ※委任状が必要な場 合があります。
2	国民健康保険または 後期高齢者医療に 加入していましたか 手続き済チェック			㊦別館1階 健康保険課 ☎613-8436(給付) ☎613-8438(徴収) ☎613-8439(後期) ㊧1階税務福祉係 ※③の手続きは 後期高齢のみ ㊨1階住民福祉課	①保険証等の返還をします。 ②葬祭費を喪主に支給します。 ③支給申請済みの療養費や高額 療養費等がある場合、相続人 代表者に支給します。 ※保険税(料)を滞納されていた場 合には納付いただく場合がございます。 ⇒ P.4	①保険証等 ②印鑑（朱肉を使用す るもの） ③通帳等

No.	亡くなった方の 情報について	はい	いいえ	手続き可能な課 ※市外局番：019	手続き内容と担当課ページ ※「おくやみハンドブック」のページ を掲載しています	必要なもの ※【 】内は紛失の場合 不要なもの
3	(本人・家族) が 医療費助成の 受給者証をお持ちで したか 手続き済チェック			㊦本館 2 階 医療助成年金課 ☎626-7528 ㊧1 階税務福祉係 ㊨1 階住民福祉課	(本人) ①受給者証の返還・資格 喪失をします。 ②医療費助成の支給先を相続人 に変更します。 (家族) 資格変更の届出が必要 な場合があります。詳しくは問 い合わせください。 ⇒ P.5	(本人) ①【受給者証】 ②相続人の通帳等 (家族) 詳細は問い合わせくださ い。
4	公的年金(基礎年 金・厚生年金)を受 け取っていましたか 手続き済チェック			盛岡年金事務所 ☎0570-05-4890 (予約専用) 街角の年金相談 センター盛岡 ☎626-4102 (予約専用)	①日本年金機構に死亡を届出 し、年金証書を返還します。 ②亡くなった月までに発生した年金 を遺族が請求できる場合があり ます。 ③遺族年金の支給対象者である 場合は遺族年金を請求できま す。 ⇒ P.5	①手続きする方(請求 する方)のマイナンバ ー確認書類 ②本人確認書類 ③年金証書 ④振込先の通帳等 ⑤手続きする方の 戸籍謄本 (亡くなった方との続 柄の分かるもの) その他、追加で書類が 必要になる場合もありま す。
5	公的年金(基礎年 金・厚生年金)は受 給開始前でしたか 手続き済チェック			※その他、全国の 年金事務所や年金 相談センターで受 付できます。 ※亡くなった方に 厚生年金受給や 加入歴がない場 合は、市役所で手 続きできます。	①遺族年金・寡婦年金の支給対 象者である場合は年金を請求 できます。 ②遺族年金の支給対象者である 場合は遺族年金を請求できま す。 ③亡くなった方の厚生年金の扶養 となっていた配偶者は国民年金 への加入手続きが必要です。 ⇒ P.5	
6	年金受取額の加算 対象の子でしたか 手続き済チェック			㊦本館 2 階 医療助成年金課 ☎626-7529 ㊧1 階税務福祉係 ㊨1 階住民福祉課	受給中の年金への加算金の支給 を停止します。 (遺族年金を受給している場合は 支給が全額停止となる場合があり ます。) ⇒ P.8	①年金を受け取ってい る方のマイナンバー確認 書類 ②年金証書 その他、追加で書類が 必要になる場合もありま す。
7	下記手帳をお持ちで したか ・身体障害者手帳 ・療育手帳 手続き済チェック			㊦本館 5 階 障がい福祉課 ☎613-8346 ㊧1 階税務福祉係 ㊨1 階住民福祉課	手帳の返還・喪失をします。 ⇒ P.7	①各種手帳 ②認印

No.	亡くなった方の 情報について	はい	いいえ	手続き可能な課 ※市外局番：019	手続き内容と担当課ページ ※「おくやみハンドブック」のページ を掲載しています	必要なもの ※【 】内は紛失の場合 不要なもの
8	下記手帳等をお持ち でしたか ・精神障害者保健 福祉手帳 ・自立支援受給者証 手続き済チェック			㊦本館 5 階 障がい福祉課 ☎613-7943 ㊦ 1 階税務福祉係 ㊦ 1 階住民福祉課	手帳の返還・喪失をします。 ⇒ P.7	①各種手帳等 ②認印
9	特別障害者手当、 障害児福祉手当、 経過的福祉手当を 受けていましたか 手続き済チェック			㊦本館 5 階 障がい福祉課 ☎613-8346 ㊦ 1 階税務福祉係 ㊦ 1 階住民福祉課	手当の喪失手続きをします。 また、未支払手当及び扶養義務 者の登録がある場合は、扶養義務 者の方へ振り込む手続きをします。 ⇒ P.7	扶養義務者の登録が 無い場合 ①届出人の認印 未支払手当及び扶養 義務者の登録がある場 合 ①扶養義務者の認印 ②扶養義務者の通帳
10	特別児童扶養手当 を受けていましたか 手続き済チェック			㊦本館 5 階 障がい福祉課 ☎613-8346 ㊦ 1 階税務福祉係 ㊦ 1 階住民福祉課	手当の喪失手続きをします。 ⇒ P.7	対象児童が亡くなった 場合 ①死亡記載のある戸籍 謄本 ②認印 受給者である親が亡く なった場合 ※障がい福祉課へご確認 ください
11	65 歳以上の方、 または 40 歳から 64 歳で介護保険の認 定を受けていましたか 手続き済チェック			㊦別館 5 階 介護保険課 ☎626-7581 ㊦ 1 階税務福祉係 ㊦ 1 階住民福祉課	①介護保険証等の返還をします。 ②介護保険料の納め過ぎが発生 した場合、差額分を相続人の指 定する口座へ振り込みます。 ※介護保険料の不足分が発生し た場合は、納付いただく場合が あります。 ③介護サービスを使われていた方で 自己負担額が基準額を超えて いた場合、差額分を相続人の 指定する口座へ支給します。 ⇒ P.6	①【介護保険被保険者証】 ②介護保険負担限度 額認定証・負担割合 証 (お持ちの方のみ) ③振込先の通帳等 ④相続人代表者の認印

No.	亡くなった方の 情報について	はい	いいえ	手続き可能な課 ※市外局番：019	手続き内容と担当課ページ ※「おくやみハンドブック」のページ を掲載しています	必要なもの ※【 】内は紛失の場合 不要なもの
12	市・県民税は課税されて いましたか 手続き済チェック			㊦本館 2 階 市民税課 ☎613-8497 613-8498	市・県民税の納付書や書類の送 付先を相続人代表者に指定しま す。 ⇒ P.9	※担当課へご確認ください
13	軽自動車（軽自動 車、バイク、小型特 殊自動車）を所有 していましたか 手続き済チェック			㊦本館 2 階 市民税課 ☎613-8499	軽自動車税（種別割）の納付書 や書類の送付先を相続人代表者 に指定します。 ⇒ P.9	※担当課へご確認ください
14	盛岡市から児童手 当を受給していました か 手続き済チェック			㊦4階 子ども青少年課 ☎613-8354 ㊦本館 2 階 医療助成年金課 ㊦ 1 階税務福祉係 ㊦ 1 階住民福祉課	①未払い分(受給者が亡なられた 月まで)の児童手当について、児童 名義の口座に振込むための手続き が必要となります。 ②受給者が亡なられた日の翌日 から 15 日以内に、認定請求書の 提出が必要となります。 ※公務員の場合は職場で手続き が必要となります。 (勤務先にご確認ください) ⇒ P.8	①児童の通帳等 ②養育者の通帳等 ③養育者の医療保険加 入情報が分かるもの (資格確認書等) (共済組合に加入して いる者のみ) ④マイナンバー確認書類
15	盛岡市から児童扶 養手当を受給してい ましたか 手続き済チェック			㊦4階 子ども青少年課 ☎613-8354 ㊦ 1 階税務福祉係 ㊦ 1 階住民福祉課	未払い分(受給者が亡なられた月 まで)の児童扶養手当について、児 童名義の口座に振り込む手続きが 必要となります。 ⇒ P.8	①児童の通帳等
16	盛岡市から児童手 当を受給していた方 の児童ですか 手続き済チェック			㊦4階 子ども青少年課 ☎613-8354 ㊦本館 2 階 医療助成年金課 ㊦ 1 階税務福祉係 ㊦ 1 階住民福祉課	額改定届または受給事由消滅届 の提出が必要となります。亡なら れた月までの児童手当が振り込み となります。 ⇒ P.8	

No.	亡くなった方の 情報について	はい	いいえ	手続き可能な課 ※市外局番：019	手続き内容と担当課ページ ※「おくやみハンドブック」のページ を掲載しています	必要なもの ※【 】内は紛失の場合 不要なもの
17	盛岡市から児童扶養手当を受給していた方の児童ですか 手続き済チェック			㊦4階 子ども青少年課 ☎613-8354 ㊦1階税務福祉係 ㊦1階住民福祉課	額改定届または資格喪失届の提出が必要となります。亡くなられた月までの児童扶養手当が振り込みとなります。 ⇒ P.8	
18	18歳に達する年度の年度末までの児童又は20歳未満で一定程度以上の障がいがある児童を養育していましたか 手続き済チェック			㊦4階 子ども青少年課 ☎613-8354 ㊦1階住民福祉課	今後、児童を養育することになる方が児童扶養手当を受給できる場合があります。 ⇒ P.8	※担当課へご確認ください
19	市営住宅にお住まいでしたか 手続き済チェック			市営住宅 指定管理センター ☎622-7030 盛岡市中ノ橋通 1-4-22 中ノ橋106ビル9階	明渡し、承継承認又は同居異動の手続きをします。承継された場合は引き続き居住可能です。 ※滞納等がある場合には承継できない場合があります。 ⇒ P.6	◆ 県営住宅について ◆ ☎623-4414
20	ごみ出しサポートを利用していましたか 手続き済チェック			収集センター 盛岡市門二丁目 28番2号 ☎603-8030 ※電話で手続きができます。	利用廃止の手続きが必要となります。 ⇒ P.6	※収集センターへご確認ください。
21	生活保護を受けていましたか 手続き済チェック			㊦3階 生活福祉第一課 生活福祉第二課 ☎626-7510	生活保護を廃止します。 ⇒ P.9	※担当課へご確認ください
22	子どもは保育園に入所していますか 手続き済チェック			㊦1階 子育てあんしん課 ☎626-7511 ㊦1階税務福祉係 ㊦1階住民福祉課	世帯状況の変更をします。 ⇒ P.8	※担当課へご確認ください

No.	亡くなった方の 情報について	はい	いいえ	手続き可能な課 ※市外局番：019	手続き内容と担当課ページ ※「おくやみハンドブック」のページ を掲載しています	必要なもの ※【 】内は紛失の場合 不要なもの
23	在宅酸素療法患者 酸素濃縮器使用助 成(電気使用料)を 受けていましたか 手続き済チェック			㊦ 6 階 健康増進課 ☎603-8305	受給資格の喪失手続きをします。 また、助成金が発生した場合は、 相続人が請求できます。 ⇒ P.9	※担当課へご確認ください
24	青山、新庄、古川墓 園の使用者（名義 人）でしたか 手続き済チェック			㊦ 6 階 企画総務課 ☎603-8301 ㊦ 1階住民福祉課 ☎683-3874 ※㊦ 受付不可	墓地使用権の承継をします。 【青山・新庄墓園の場合】 企画総務課でのお手続きになりま す。 【古川墓園の場合】 住民福祉課でのお手続きになりま す。 ⇒ P.6	①新たに使用者になる 方と亡くなった方の関 係性の分かる戸籍謄 本等（写し可） ②【墓地使用許可証】
25	盛岡市から生活衛 生業の営業許可等 を受けていましたか 手続き済チェック			㊦ 5階（受付6階） 生活衛生課 ☎603-8310 （飲食店等） ☎603-8311	承継または廃止の手続きをします。 旅館の承継については、手続き 後、市から通知が届きます。 ⇒ P.12	※担当課へご確認ください
26	盛岡市内で動物取 扱業の登録をしてい ましたか 手続き済チェック			㊦ 5階（受付6階） 生活衛生課 ☎603-8312	廃止または変更の手続きをします。 ⇒ P.12	※担当課へご確認ください
27	犬を飼っていましたか 手続き済チェック			㊦ 5階（受付6階） 生活衛生課 ☎603-8312 ㊦ 1階住民福祉課 各動物病院 (市内、滝沢市、矢巾町) ※一部動物病院を 除く。	同住所の場合は飼い主の変更をし ます。別住所の場合は飼い主の住 所と氏名の変更をします。 ⇒ P.12	犬の登録事項変更届

No.	亡くなった方の 情報について	はい	いいえ	手続き可能な課 ※市外局番：019	手続き内容と担当課ページ ※「おくやみハンドブック」のページ を掲載しています	必要なもの ※【 】内は紛失の場合 不要なもの
28	水道・下水道や農業 集落排水施設を使 用していましたか 手続き済チェック			㊦ 1 階 お客さまセンター ※水道・下水道はイ ンターネットで手 続きができます。  ☎623-1411 ※電話でも手続きがで きます。	使用者の名義・人数の変更、また は使用中止の手続きをします。 ※マンション等で料金を管 理人にお支払いの場合は管 理人へご連絡ください。 ⇒ P.10	水栓番号またはお問合 せ番号を確認できるもの
29	公設浄化槽を使用 していましたか 手続き済チェック			㊦ 1 階 お客さまセンター ☎623-1411	使用者変更、住宅所有者等の変 更をします。 今後使用しない場合についても手 続きが必要となります。 ⇒ P.10	
30	下水道の負担金また は分担金を納めてい る途中ですか 手続き済チェック			㊦ 3 階 下水道整備課 ☎623-1421	受益者の変更をします。 ⇒ P.10	
31	水道料金等を亡くな った方の名義の口座 から振替していました か 手続き済チェック			㊦ 1 階 お客さまセンター ☎623-1411	亡くなった方の名義の口座から水 道料金等を振替していた場合、口 座振替の変更等の手続きが必要 な場合があります。 ※ご遺族様等が使用者等であって も、亡くなった方の名義の口座にて 口座振替を申し込んでいる場合は 手続きが必要です。 ⇒ P.10	
32	浄化槽を 使用していましたか 手続き済チェック			㊦ 1 階 給排水課 ☎623-1426 	管理者変更（QR コード）または 休止・廃止の手続きをします。手続 きがない場合、継続して旧管理者 あてに水質検査の通知が届きま す。なお、貸家に居住されていた方 は手続き不要です。 ⇒ P.10	
33	土地・家屋の所有者 でしたか 手続き済チェック			盛岡地方方法務局 ☎624-1104 ※窓口での相談は 要電話予約 本別館 6 階 資産税課 ☎626-7530	名義変更が必要です。 ○登記されているもの ⇒P.10～11 ○登記されていないもの ※未登記家屋がある場合は資産税課で 手続きを行います。 ○名義変更までの間、現所有者（相続 代表者）申告書の提出が必要です。 ⇒P.11	《相続登記手順方法や必要 なものは、司法書士等の 専門家にご相談ください》 P11 の必要書類をご確認く ださい。

No.	亡くなった方の 情報について	はい	いいえ	手続き可能な課 ※市外局番：019	手続き内容と担当課ページ ※「おくやみハンドブック」のページ を掲載しています	必要なもの ※【 】内は紛失の場合 不要なもの
34	農地の所有者で したか 手続き済チェック			㊦ 1 階 農業委員会事務局 ☎601-5072 ㊦ 2 階事務局分室 ☎683-3856	不動産登記後 、相続人の届出を します。後日農業委員会より、手 続きした内容の通知が届きます。 ⇒ P.11	①認印 ②登記事項証明書 ③本籍入りの住民票
35	森林の所有者で したか 手続き済チェック			㊦ 5階 林政課 ☎626-7541 ㊦ 産業振興課 (受付のみ)	不動産登記後 、相続人の届出を します。 ⇒ P.11	①登記事項証明書 ②登記した土地が分か る図面
36	市道の占用許可を 受けていましたか 手続き済チェック			㊦ 本館7階 道路管理課 ☎613-8541	継続または廃止の届出をします。 継続の場合、使用料が発生してい る方については後日納付書等が届 きます。 ⇒ P.11	現地写真 (廃止の場合のみ)
37	市の管理する河川や 水路の占用許可を 受けていましたか 手続き済チェック			㊦ 別館5階 河川課管理係 ☎626-7572	継続または廃止の届出をします。継 続の場合、使用料が発生している方 については後日納付書等が届きま す。廃止の場合、原状復帰してい た場合があります。	【過去の占用許可書】
38	給水装置(宅地内の 水道管)を所有して いましたか 手続き済チェック			㊦ 1 階給排水課 ☎623-1424 	所有者変更 (QR コード) をしま す。 ⇒ P.11	①検針票等、水栓番号 がわかるもの ②新所有者の固定資 産税納税通知書等、所 有者を確認できるもの
39	市の管理する下水 道の占用許可を受け ていましたか 手続き済チェック			下水道施設管理課 盛岡市東安庭 二丁目8番3号 ☎624-4332	継続または廃止の届出をします。 継続の場合、使用料が発生してい る方については後日納付書等が届 きます。廃止の場合、原状復帰し ていただく場合があります。 ⇒ P.12	【過去の占用許可書】
40	市税の納付状況の 確認をしますか			㊦ 別館 2 階 納税課 ☎613-8462・8463	納付状況を確認します。 未納がある場合は、相続人が納付 する義務を引き継ぎます。⇒ P.12	※担当課へご確認ください
41	市税等を口座振替 で納めていましたか※ ※不明な場合も お立ち寄りください。			㊦ 別館 2 階 納税課 ☎613-8464	登録している口座を確認します。 口座振替の解約や変更の手続き が必要な場合があります。 ⇒ P.13	※担当課へご確認ください

早めにお手続きが必要なもの

- ☐ 携帯電話や、インターネット契約など、使用料が継続するものの解約。
- ☐ 故人の口座から口座振替、引き落としなどがされているものの変更。
- ※故人の口座は連絡があったときに凍結され、口座振替、引き落としなどが不能になります。

【参考案内】

※市役所以外の手続きは、おくやみ
ハンドブックの P13～16 をご覧ください。